

## 障害児支援について（2）

— 障害児入所施設における18歳以上入所者  
（いわゆる「過齡児」）の移行について—

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室

## 現状・課題

- 平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。
- 一方、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないよう、平成30年3月末までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなしてきた。
- その後、都道府県及び市町村が連携を図り、移行を促進することとしてきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等があることから、みなしの期限を3年間延長し、令和3年3月31日までとした経過がある。
- さらに、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告（令和2年2月）においては、「入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど支援の質が低下するおそれがある」等が指摘された上で、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。  
また、「22歳くらいまでの柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても困難である場合における対応も含めて検討すべき」とされた。
- 引き続き令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとなるが、同日までにそれでもなお、移行が困難な者が想定される。（令和2年7月時点の未移行者446人）
- 一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要。

- また、移行が困難な者は、強度行動障害など受け皿が十分でない専門的ケアを必要とする者も多いこと、当該者の希望・状況によっては現入所施設に隣接した地域での受け入れが望ましいこと等から新たにグループホーム等の移行先を整備する必要があるケースもあると考えられる。こうした点も含め、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を丁寧な整理し、円滑な移行を進めていくことが必要。
  - このため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を厚生労働省に設け、令和3年7月を目途に一定の方向性をとりまとめる予定で検討を行ってきた。
- ※ 現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、令和4年3月末まで、特例的に「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」を支給することとし、その後、新たな移行調整の枠組みの結論を得る中で、最終的な支給期限を検討することとしている。

## 検討事項（論点）

- いわゆる「過齡児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

### <論点>

- ・ 新たな移行調整の枠組み（障害児入所施設の入所者（過齡児を含む）に関する移行調整の責任主体や関係者の役割分担・連携の在り方等を踏まえた検討）
- ・ 移行準備のために必要な制度（移行に関して成人サービスの体験的な利用等を柔軟にできることの必要性を踏まえた検討）

令和3年8月12日

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」が報告書を取りまとめ

## 検討の方向性

### 1. 制度的な対応について

- 障害児入所施設からの円滑な移行を促進するため、都道府県及び政令市の責務として、関係者との協議の場を設け、移行の調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行うものとする事としてはどうか。
- 現行制度では、満20歳到達時まで、措置又は契約の延長により、障害児入所施設としての措置費又は給付費の支給が可能とされているが、特別な事情により移行が困難な者（①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合等）については、都道府県等の協議の場での判断を経て、満22歳満了時まで入所が継続できるようにすることとしてはどうか。

### 2. 次期報酬改定に向けた対応について

- 15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等）が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が障害児施設入所中から成人としての生活への移行・定着までを一貫して支援することを可能とする仕組みを設けることとしてはどうか。
- 障害児入所施設の措置・給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要となる相談支援・体験利用（グループホーム等）について、障害児入所施設の処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みを設けることとしてはどうか。
- 強度行動障害の適切なケアのための基盤整備は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、報酬改定による対応等を含め、別途検討を進めることとしてはどうか。

## 検討の方向性（続き）

### 3. 障害福祉計画、障害児福祉計画等に関する対応について

- 専門的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討し、都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画への的確に反映させていくこととしてはどうか。
  - 児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、地域のセーフティネットとしての障害児の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することとしてはどうか。
  - 上記の対応を進めた上で、成人施設としての設備基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続することとしてはどうか。
- ※ なお、上記1～3の事項等の検討に当たっては「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告（令和2年2月）及び「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書（令和3年8月）の内容を踏まえ進める。

<報告書P3 17行目～>

### 3. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて

#### (1) 移行調整の責任主体

障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。

こうした点も踏まえれば、まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行支援を開始した上で、スムーズな移行が難しいケースは、都道府県等（都道府県及び政令市）が移行調整の責任主体となり、退所後の給付決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進める必要がある。

<報告書P5 15行目～>

以上の点を総合的に考慮すると、都道府県等（都道府県及び政令市）が管内全体の移行調整の責任主体として、移行調整の協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設・退所後の支給決定主体となる市町村等）の協力のもとで、移行調整を進めることが必要と考えられる。

その上で、移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体となる市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）の関係者へ引継ぎを行っていくことが必要と考えられる。

### 4. 移行先確保・施設整備のあり方について

#### (1) 移行先確保・施設整備のあり方

<報告書P8 13行目～>

一方、都道府県内に相当数の移行困難者がいる場合もあり、さらに、未移行者の大半に重度の知的障害があり、支援区分も相当程度高く、行動関連項目の点数も高い等、専門的な手厚い支援が必要な者が多いこと等を踏まえると、新たな施設整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行対象者の数等の中長期的見通しも考慮しながら、各都道府県等において検討する必要がある。

<報告書P9 10行目～>

また、児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、現に障害児を多数入所している児童養護施設の状況も考慮する必要がある。

地域のセーフティネットのあり方として、児者転換・児者併設後の「児」の入所定員のあり方については、都道府県の障害児福祉計画の改定等において改めて検討する必要がある。（この点は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改定時にその旨を明記する必要がある。）

<報告書P9 21行目～>

また、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要である場合、移行先となる成人施設（障害者支援施設・グループホーム）の確保が難しいという指摘があり、移行先となり得る成人施設の設置促進の検討も必要と考えられる。

特に、強度行動障害者のケアのための基盤整備については、ハード面の整備だけでなく、むしろ支援人材の育成等のソフト面の体制整備が重要である点に留意する必要があるが、障害児入所施設からの移行に限られない障害福祉全体の課題である点も踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に向けて、別途検討を進める必要がある。

5. 移行に関する年齢と必要な制度について

(1) 移行に関する準備を始める年齢と完了する年齢

<報告書P10 15行目～>

こうした観点からは、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合は、一定年齢まで（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間を設けた22歳満了時まで）、移行せずに障害児入所施設への入所が継続できるよう、制度的な対応を図る必要がある。

その際、移行期限を定めないと本人の移行調整が停滞することも考慮し、従来の措置・契約の延長は20歳までであることを勘案し、完了の年齢はまず20歳を一区切りとした上で、さらに上記①・②のような事情でやむを得ない場合には、さらに22歳まで延長可能とする仕組みとする必要がある。

## (2) 移行の準備のために必要な制度について

<報告書P11 10行目>

以上のような点を考慮すると、現在の体験利用のように、個別に市町村の支給決定を得るのではなく、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県等が、移行調整に必要となる相談支援・体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）の検討も必要と考えられる。

また、その際には、措置停止に係る現場の負担の軽減や、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行し、体験利用期間中も障害児入所施設としての手厚いケアが継続している状況である場合に対する評価も併せて検討する必要がある。

## 6. みなし期限のあり方等について

<報告書P11 28行目～>

同経過的サービス費は、者にふさわしい基準を満たさないまま、児の施設を者の施設とみなしてサービス費を支給するものであり、「新たな枠組の結論を得る中で、最終的な支給期限を検討する」ものとしてきたが、現時点で移行が困難な者が入所しており、また、適切な移行のためには施設整備や改修が必要となる場合がある。こうした状況を考慮し、令和4年度以降、未移行者の移行完了に向けた準備期間として引き続き経過的サービス費が必要な場合は、都道府県等(協議の場等)の判断を経て、同経過的サービス費の支給を継続可能とできるようにし、その最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当である。

なお、みなし規定の期限の延長に際しては、円滑な移行に向けた関係者の一層の努力を求めることが必要であり、施設ごとに移行支援計画の策定を求め、都道府県等においてその進捗状況を随時把握するとともに、都道府県単位での進捗状況を国としても毎年度把握していくことが必要である。

また、現行制度では、20歳までは、児童福祉法上の措置又は契約の延長により、障害者総合支援法による同経過的サービス費の対応によらず、障害児入所施設としての給付費・措置費の支給が可能となっている。

# 【概要】 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書

(令和3年8月)

## ＜検討の経緯＞

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児。)
  - 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。  
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、**移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況。**
  - このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないことがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。
- ⇒ 児者混在等により、それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）が確保されない状況を解決するため、令和3年1月より検討を実施。

## ＜基本的考え方＞

- 都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。
- その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かにはならない点等に留意。

## 1. 都道府県による新たな移行調整の枠組み

- まず、障害児入所施設(※福祉型・医療型共通)において、すべての入所児童(※15歳以上)の移行支援を開始。
- 都道府県(政令市)が管内全体の移行調整の責任主体として、協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等）の協力のもとで移行調整を進める。（移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体(市町村)へ引継ぎ)

## 2. 移行先確保・施設整備のあり方

- 本人・保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やグループホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき。一方、専門的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討。
- 個々の施設の状況により、児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や、児者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）も一定期間での対応策の選択肢の一つ。ただし、児者それぞれに相応しい環境や支援・ケアの確保に対する留意や、地域のセーフティネットとしての児の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することが必要。
- 強度行動障害者のケアのための基盤整備は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、令和6年度報酬改定に向けて別途検討を進める必要。

## 3. 移行支援のための新たな制度

- 15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等※）が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が、15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行・定着までを、一貫して支援することを可能とする仕組みを設ける必要。
- また、障害児入所施設の措置・給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要となる相談支援・体験利用（グループホーム等）について、障害児入所施設の処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みが必要。
- その際、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くなって強く顕在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応を図る必要。

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる。

# 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

## 1. 趣旨

- 平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないようみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。
- その後、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。
- これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

## 2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について

## 3. スケジュール

### 第1回（令和3年1月6日）

- 障害児入所施設の移行の現状等
- 本会議の進め方等
- 障害児入所施設移行状況に関する調査票

### 第2回（令和3年4月8日）

- 都道府県等での新たな移行調整の枠組み①
- 移行に関する受入先確保・施設整備の在り方

### 第3回（令和3年5月20日）

- 都道府県等での新たな移行調整の枠組み②
- 移行に関する年齢と必要な制度

### 第4回（令和3年6月17日）

- 移行に関する意思決定支援の在り方 等

### 第5回（令和3年7月8日）

- 議論のとりまとめ①

### 第6回（令和3年7月27日）

- 議論のとりまとめ②

※令和3年8月12日に報告書を公表

## 4. 構成員

榎本 博文	(公財)日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長
加藤 恵	半田市障がい者相談支援センター センター長
北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長
小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
児玉 和夫	(公社)日本重症心身障害福祉協会 理事長
鈴木 香奈子	東京都児童相談センター 事業課 人材確保専門員
高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
◎田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
中野 繁	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 精神医療担当課長
丹羽 彩文	(福)昂 理事長
箱嶋 雄一	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長
長谷川 守	福島県保健福祉部障がい福祉課 課長
又村あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
黛 昭則	埼玉県福祉部障害者支援課 課長
三塚 淳	福島県こども未来局児童家庭課 課長
美保 圭祐	徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長
山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
○米山 明	(福)全国心身障害児福祉財団 理事

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)